

姫路市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市に存する兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（以下「緊急輸送路」という。）に隣接する建築物のうち、地震によって倒壊した場合に緊急輸送路の通行を妨げるおそれがあるものの所有者等が、当該建築物の耐震診断又は耐震補強設計（以下「耐震診断等」という。）を実施するに当たり、建築物の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、耐震診断等に要する費用の一部を補助する姫路市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次のいずれかの方法（コンクリートのコア抜き、鉄筋探査等を含む。）により地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
 - ア 平成18年国土交通省告示第184号の別添の指針による方法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」による方法
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による方法
 - オ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による方法
 - カ その他アからオまでに掲げる方法と同等と市長が認める方法
- (2) 耐震補強設計 建築物の補強工事の設計（耐震診断により安全性が確認できるものに限る。）をいう。
- (3) 耐震判定委員会 耐震診断の内容が適切であるかを判断するため学識経験者等

で構成される既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された委員会をいう。

(補助対象となる建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断費用の補助の対象となる建築物 緊急輸送路沿道の建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した市内に存する民間建築物に限る。）で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条に定めるもの。ただし、過去に、姫路市わが家の耐震改修促進事業耐震診断・改修計画策定費補助金交付要綱（平成15年6月30日制定）、姫路市多数の者が利用する施設耐震診断補助金交付要綱（平成20年4月11日制定）又は姫路市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業補助金交付要綱（平成26年6月6日制定）に規定する補助金の交付を受けたものを除く。

(2) 耐震補強設計費用の補助の対象となる建築物 緊急輸送路沿道の建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、耐震診断により、倒壊の危険性があると評価された市内に存する民間建築物に限る。）で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条に定めるもの。ただし、過去に、姫路市わが家の耐震改修促進事業耐震診断・改修計画策定費補助金交付要綱（平成15年6月30日制定）又は姫路市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業補助金交付要綱（平成26年6月6日制定）に規定する補助金の交付を受けたものを除く。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 前条で定める補助対象となる建築物の所有者又は管理者で耐震診断等の実施及び補助金の交付等について所有者の同意を得ているもの（以下「所有者等」という。）。

(2) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震診断等に要する経費（消費税及び地

方消費税相当額は除く。)とし、建築物1棟につき次の各号に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

(1) 次のアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 建築物の延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,600円

イ 建築物の延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,540円

ウ 建築物の延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,030円

(2) 617万円

2 前項の規定にかかわらず、設計図書の復元、第三者機関の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、同項の額に当該費用の額を加えた額を限度とする。ただし、加える額は、154万円を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2の額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、耐震診断等を実施する前に、市長に補助金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類により申請しなければならない。

(1) 耐震診断等建築物概要書(様式第2号)

(2) 建築物の付近見取図

(3) 配置図、平面図及び立面図(前面道路との位置関係がわかるもの)

(4) 建築物の所有者が確認できる書類

(5) 確認通知書及び検査済証の写し

(6) 補助対象経費の積算内訳書

(7) 第3条第2号に掲げる事業にあつては、耐震診断結果報告書

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとし、交付しないことを決定したときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第9条 前条第2項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定を受けた事項を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）及び次の各号に定める書類により市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 耐震診断等建築物概要書（様式第2号）
- (2) 補助金交付決定通知書
- (3) 補助対象経費の積算内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、当該建築物の耐震診断等を取り止めたときは、速やかに事業廃止届（様式第7号）及び補助金交付決定通知書（前条第2項の通知を受けたときは補助金変更交付決定通知書）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、建築物の耐震診断等が完了したときは、市長の指定する日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象の耐震診断等に係る契約書及び領収書の写し

- (2) 耐震診断にあつては、耐震診断結果報告書等の写し
- (3) 耐震補強設計にあつては、耐震改修計画内容が確認できる図書（耐震判定委員会の評価書の写し等）
- (4) 補助金交付決定通知書の写し（第9条第2項の通知を受けたときは補助金変更交付決定通知書）
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対して、補助金確定通知書（様式第9号）により確定した補助金の額を通知する。
- 3 前項の通知を受けたときは、補助事業者は市長の定める期限までに補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、補助金交付請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、既に交付している補助金があるときは、補助金返還請求書（様式第12号）により、当該通知日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第15条 補助事業者は、前条第3項の規定により補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第3項の規定により補助金の返還を請求され、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の様式第10号の規定は、令和3年4月1日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。